

朝鮮半島における日本の植民地支配と三・一独立運動

－ 日韓共同学術シンポジウム・その研究課題と意義 －

専修大学法学部

助教授 内 藤 光 博

1. はじめに－シンポジウムの概要

2001年7月14日、専修大学神田校舎大學會館国際会議室で、「日本の植民地支配と三一独立運動」をテーマに、日韓共同学術シンポジウムが開催された。そもそもこの共同学術シンポジウムは、笹川紀勝・国際基督教大学教授（憲法学）を研究代表とする「朝鮮における植民地支配と裁判－判決の収集と分析－」（研究助成B、共同研究、助成番号52D00－B1－119）をテーマに、トヨタ財団による2000年度研究助成を受けた共同研究グループの研究活動として開催さ

目 次

朝鮮半島における日本の植民地支配と三・一独立運動	2
－ 日韓共同学術シンポジウム・その研究課題と意義 －	
1. はじめに－シンポジウムの概要	2
2. 朝鮮半島の植民地支配をめぐる日韓共同研究の発足	3
2.1 共同研究発足の経緯	
2.2 三・一独立運動に関する裁判例の収集について	
2.3 第1回日韓共同学術会議の開催	
3. シンポジウムでの議論－日本の植民地支配と 三・一独立運動をめぐる研究課題	8
3.1 三・一独立運動の概要	
3.2 シンポジウムでの議論と研究課題の集約	
4. おわりに－今後の研究課題と展望	11
資 料 三・一独立宣言書（1919年3月1日）	13
シンポジウム第I部－日本側共同研究者の報告	16

れた、第2回日韓共同学会議であった。またこのシンポジウムは、専修大学社会科学研究所の「東北アジアの法と政治」をテーマとする特別研究グループ（研究代表・内藤光博）の研究活動の一環として共催されたものであるとともに、同研究所の定例研究会として開催された。

私は、上記のトヨタ財団研究助成による日韓共同研究の日本側事務局長でもあり、今回のシンポジウムのコーディネートに携わったことから、本号で、このシンポジウムの内容と意義について紹介させていただくことになった。

このシンポジウムには、日韓両国の共同研究者あわせて20名の参加をえることができた。日本側からは、共同研究者に加え、専修大学のスタッフをはじめとする20名ほどの参加を、韓国側からは、国民大学校法科大学長・姜求哲教授（^{カンクチュル}行政法）をはじめとする10名の共同研究者と関係諸方面からの参加者をえた¹。

シンポジウムの開会にあたり、専修大学社会科学研究所長の古川純所長（憲法学）が、同研究所を代表してシンポジウム開催の歓迎の挨拶にたち、社会科学研究所のアジアとの研究交流とその重要性、そして「新しい歴史教科書」問題について言及し、「未来志向」の研究交流の重要性を指摘された。また韓国側からは、姜求哲教授が、韓国側参加者を代表して、三・一独立運動が韓国の独立運動に占める重要性、そして歴史教科書問題は、日韓の研究の活性化と「心の交流」を通じて解決が図られるべきことを指摘された。

シンポジウムでは、後述の第1回日韓共同学会議シンポジウムで報告された各共同研究者の研究の進捗状況について報告がなされ、日本の朝鮮半島に対する植民地支配および三・一独立運動に関する研究課題がまとめられ、今後の研究に向けての展望が開かれることとなった。

2. 朝鮮半島の植民地支配をめぐる日韓共同研究の発足

2.1 共同研究発足の経緯

今回のシンポジウムは、前述のように、トヨタ財団2000年度研究助成による第2回目の日韓共同学会議として開催された。以下では、この日韓の共同研究が発足した背景を述べておきたい。

この共同研究は、研究代表・笹川紀勝教授と韓国側事務局長の^{キムスンイル}金勝一・東アジア未来研究所長を中心に、私が日本側の事務局長を引き受け、2000年11月から研究活動を開始した。その目的は、この共同研究の趣旨に賛同する日韓両国の共同研究者により、1910年の日韓併合（日本による朝鮮半島の植民地化）から1945年の日本の敗戦（朝鮮半島の独立＝光復）に至るまでの

¹ シンポジウムの模様については、「ニュース専修」371号（2001年8月15日号）で紹介されている。

朝鮮半島（韓半島）における日本の植民地支配について、帝国日本政府により日本の公権力がどのように行使されたか、あるいは日本の植民地支配により朝鮮半島では何が行われたのか、さらにその後の侵略戦争は何をもたらしたのかについて、明確にすることにある。その研究方は、植民地支配に対する抵抗運動や独立運動にかかわった人々の裁判例を収集・分析し、それらを明らかにしようとする法学的な視点を中心に、広く歴史学・思想史・民俗学・文学・ジャーナリズム論など学際的な研究から、総合的に分析しようというものである。

この共同研究に賛同され、参加の意志を表明された主な研究者は、浅野健一・同志社大学文学部教授（ジャーナリズム論）、芹川哲世・二松学舎大学文学部教授（韓国文学）、清野幾久子・明治大学法学部助教授（憲法）、國分典子・愛知県立大学文学部助教授（憲法、韓国憲法）、石村修・専修大学法学部教授（憲法）、李^リ麻^マ芝^ジ・米国ポートランド州立大学助教授（韓国教育史、日韓関係史）、李^イ燮^{ヒョン}娘^{ニャン}・中央大学総合政策学部助教授（朝鮮近代史・日韓関係史）、平野武・龍谷大学法学部教授（憲法）、小林武・南山大学総合政策学部教授（憲法）、高佐智美・獨協大学法学部講師（憲法）、劉^ユ準^{ジュン}基^キ・総神大学校教授（独立運動史）、金勝一・東アジア未来研究所長・東國大学校兼任教授（現代アジア関係史）、金^{キム}昌^{チャン}洙^ス・東國大学校名誉教授（独立運動史）、李^イ鍾^{ジョン}日^{イル}・東國大学校法学部講師（韓国法制史）、金^{キム}仁^{イン}徳^{ドク}・韓国国立中央博物館研究員（近現代韓日交流史）、李^イ徳^{ドク}周^{チュウ}・光西監理教会牧師（韓国キリスト教会史）、金^{キム}昌^{チャン}祿^{ロク}・釜山大学校法科大学助教授（憲法）、李^イ京^{キョン}柱^{ジュ}・仁荷大学校法科大学助教授（憲法）、姜^{カン}求^ク哲^{チョル}・國民大学校法科大学教授（行政法）、朴^{パク}井^{ジョン}源^{ウォン}・國民大学校法科大学教授（憲法）など、その専門領域を異にする多数の研究者である。

こうした笹川教授を中心とする共同研究の主眼は、教授のつぎの言葉に明瞭に表わされている。

「平和を実現するには、隣国との和解と信頼関係の醸成（憲法の国際協調主義）は不可欠であり、そのためにも、たとえその一端しか明らかにできないとしても隣国に対する日本の侵略戦争の実態を解明して、『過去の清算』を行い、二度と同じ過ちを繰り返さないことを肝に銘じ、それを日本の次の世代に伝えることは欠かせない。そして、筆者は、これまでの日韓の学者による共同作業を通して、隣国の人々とのかけがえのない心の交わりを得ている。これは誇るにたる²。」

この共同研究の目的を達成するための具体的作業としては、つぎのものが挙げられる。

第1に、朝鮮半島における植民地時代の裁判例、とくに三・一独立運動における運動家たち

² 笹川紀勝「国際協調主義の展開—日韓の新たな信頼関係の構築をめざして—」深瀬忠一・橋本佐内・榎本栄次・山本光一編『平和憲法を守りひろめる』（新教出版社、2001年9月）142頁。

の裁判例（治安立法違反など）や、不敬罪・治安維持法などの治安立法に関わる事件の裁判例を収集・分類して裁判資料集を作成し、だれでもが利用できるような研究条件の整備である。

第2に、収集された判決を前提にして、裁判所の活動を分析し、その事例の意味を当時の朝鮮の政治的・社会的状況の中で位置づけ、日本の植民地支配の実態を明らかにし、評価することである。

日韓の研究者による学際的な研究の必要は、とくに第2の点にある。すなわち、判決の分析を通して、日本の植民地支配の実態を明らかにするためには、当時の朝鮮半島の政治的・社会的背景や文化状況など、あらゆる角度からの深い理解が不可欠であるからである。

このような視点からの帝国日本政府による朝鮮の植民地支配の研究は、これまでほとんど手がつけられないままになっており、日本が朝鮮の植民地支配の中で、またその後のアジア諸国全般に向けられた侵略戦争の遂行の中で、歴史的事実としてどのような非人道的行為を行ったか、そして被植民地民族たる朝鮮半島の人々は、日本の植民地支配および侵略戦争に対しに抵抗を試みたかということについての実証研究³、それも日韓の学際的共同研究は皆無といつてよい。

その意味で、朝鮮半島が日本の植民地支配から解放され、独立を勝ち取ってから50年以上を経過したにもかかわらず、歴史教科書問題、靖国問題、戦後補償問題などに現れているように、いまだに日韓両国の共通の歴史認識が形成されず、その違いが政治問題化している現在において、この共同研究の最終目的は、日韓の共通の歴史認識を形成し、その相違・対立点を明確にし、和解と相互の信頼関係醸成の方向に導く契機を提示することにあるといつてよい。

上述のように、この共同研究のテーマには、朝鮮半島の植民地法制に関わり提起された裁判例の収集・分析、そして三・一独立運動当時の朝鮮半島の政治的、経済的、社会的、文化的背景を多角的に研究するという、地道な、そして時間を要する作業が必要になる。

このような性格をもつ本研究のテーマは、一個人の力で行うには限界があることは明らかである。日韓の、それも学問領域を異にする研究者の共同研究を通じて、はじめて可能となる。そこで、上述のように、この研究を始めるにあたっては、法律、政治、歴史、文学、文化など研究領域を異にする日韓両国研究者の協力を仰ぎ、研究活動に着手することとなったのである。

そこで、第1の裁判例の収集について、当面はその対象を「三・一独立運動」で逮捕・拘禁

³ わが国で1992年から1993年にかけて出版された『岩波講座 近代日本と植民地』全8巻（岩波書店）は、日本の植民地支配についての総合的研究として評価される。しかし、被植民地民族の抵抗運動については、『同・第6巻・抵抗と屈従』が扱っているものの、抵抗運動についての検証は必ずしも充分であるとは言いがたいように思われる。

され、処罰された人々の裁判例の収集に絞ることとなった。なぜなら、当時の裁判制度においても三審制がとられている結果、一つの事件について、地方法院（地方裁判所）、覆審院（高等裁判所）、高等法院（最高裁判所）の三つの判決があり、その数は総計で2～3万件におよび、その収集・分類に膨大な時間と労力が必要となることがわかったからである。

第2の問題点である当時の朝鮮社会の多角的の研究については、各共同研究者の問題関心に基づき、総合的な視点から理解を深めるために、共同学会議が開催されることになったのである。

2.2 三・一独立運動に関する裁判例の収集について

この共同研究の研究代表である笹川紀勝教授は、10年程前から、杉原康雄・一橋大学名誉教授（憲法）の助言により、^{キムチヨルス}金哲洙・ソウル大学教授（憲法）、^{チミョンガン}池明観・翰林大学校教授（歴史学）、^{キムスンイル}金勝一・東アジア未来研究所長（韓国側事務局長）および韓国の出版社・高句麗社長の^{イボウォン}李輔温氏、ソウル大学校語学研修生の森川静子さんの助力をえて、韓国各地において三・一独立運動で逮捕・処罰された人々の裁判記録を収集されてきた⁴。三・一独立運動関係の事件は総計で1万件以上に及び、その判決例は地方法院、覆審院、高等法院のものを合計すると2～3万件に及ぶ膨大なものであるが、笹川教授は、この共同研究の開始にあわせ、韓国の政府記録保存所、国史編纂委員会のマイクロフィルムで調べた約1,232件の判決文（全体の判決数の0.4～0.5%）について、事件ごとに、予審関係、地方法院、覆審院、高等法院の各判決をリストアップし、パソコンを駆使して整理・分類を行い、一覧表を作成された。

そして、収集した判例の中から主要な裁判例をピックアップし、主として共同研究者の研究に供するため、笹川紀勝・金勝一編著『三一獨立運動判例精選』（高句麗、2001年）として4分冊にまとめ⁵、簡易製本して共同研究者に配布した。

2.3 第1回日韓共同学会議の開催

こうした三・一独立運動の判決例の収集・分類作業とともに、本共同研究の大きな柱とした、植民地時代における朝鮮社会の多角的・総合的な研究を深めるために、日韓の共同研究者による共同学会議が開催されることとなった。

第1回学会議は、2000年12月25日から26日にかけて、日韓の共同研究者20名の参加を得て、

⁴ これまでの笹川教授の三・一独立運動および判決例収集の研究活動について、笹川紀勝・前掲註2「国際協調主義の展開－日韓の新たな信頼関係の構築をめざして－」149－158頁参照。

⁵ 『三一獨立運動判決精選・第一巻・内乱罪の成立如何』、『同・第二巻上・一般犯罪として處罰』、『同・第二巻下・一般犯罪として處罰』、『同・第三巻・同時期の獨立運動判決』の全3巻4分冊である。

ソウル特別市の国民大学校会議室で開催された⁶。国民大学校は、三・一独立運動当時、上海で設立された臨時政府の閣僚の一人、申翼熙^{シンイッキ}氏が創立した大学であり、第1回目の学術会議を開催するには、最もふさわしい会場であった。

学術会議で笹川紀勝教授は、研究代表として、この共同研究の趣旨と目的について、概略つぎのような内容の基調報告を行った。

① 共同研究の目的について

朝鮮半島における植民地支配の実態を明らかにすることである。とくに朝鮮支配をめぐる膨大な判決と関係資料が存在するので、そうした資料に基づき事実として言えることを探求すること。

② 研究の必要性と構成

朝鮮の植民地支配にかかわった先行研究は、主に歴史学的な研究であり、法学的な検討はほとんどないこと、判決の分析が最終的に目的になるとしても、それに至る植民地支配全般にわたる諸研究が不可欠であること。

③ 共同研究の必要性

植民地支配の実態解明には、日韓双方が理解し一致できる事実を研究する必要があるので、日韓の研究者による共同研究が不可欠であること。

④ 判例収集・分類の対象の限定

当面は、判例の収集・分類を三・一独立運動に対象を絞り、事件ごとに地方法院、覆審院、高等法院の判決を整理・分類し、パソコンを利用してリストを作成すること。

さらに、笹川教授は、これまで収集・整理した三一独立運動の判決例について作成したリストの一覧表をもとに、その収集・分類の方法および先行研究について報告を行った。

また、韓国側からは、東アジア未来研究所長の金勝一^{キムスンイル}教授が基調報告を行った。その中で、金教授は、日本の植民地支配について、日韓の共同研究者により、それも学際的に共同研究が行われることはこれまでになく、歴史的意義を有すること、そして三・一独立運動の非暴力抵抗思想は、現在にまで至る韓国の精神的支柱になっていることを強調し、三・一独立運動で逮捕され、刑に処せられた人々の事件に関する判例を読み込むこと、そしてその判例を通じて日本の植民地支配において歴史的事実として何が行われたかを正確に知り、それを一般の人々に伝えることが重要であることを強調された。

⁶ 第1回共同学術会議の様相については、共同研究者の一人である浅野健一・同志社大学教授による聖教新聞2001年1月9日付掲載の紹介記事がある。また、韓国の新聞・東亜日報も笹川教授を中心とする三・一独立運動に関する裁判記録の収集および共同研究を高く評価する論評を掲載している。(東亜日報2001年3月1日付。)

そしてこの2つの基調報告に基づいて、質疑応答および議論が行われ、日韓の共同研究者たちは、この共同研究の趣旨と目的についての共通理解を持つにいたった。そして、各共同研究者により、自らの専門領域の視点から、植民地支配および三・一独立運動につき、これから研究をしていこうとする問題関心および研究テーマに関する報告がなされた。

3. シンポジウムでの議論－日本の植民地支配と三・一独立運動をめぐる研究課題

3.1 三・一独立運動の概要

今回のシンポジウムでの議論の概要を述べるに先立ち、三・一独立運動について若干の説明をしておきたい⁷。本稿で私は、周知の事柄として三・一独立運動について言及してきたが、実はその実態について日本では十分に知られていないし、私の知る限り、あまり研究資料も見当たらないからである⁸。

三・一独立運動は、1919年から1年有余にわたって朝鮮全土でおこった反日独立運動である。1910年の韓国併合後、土地調査事業をはじめとする帝国日本の植民地支配は、朝鮮人民の生活を窮乏に追い込み、大きく破壊していった。第1次世界大戦と日本資本主義の飛躍的發展は、朝鮮人民の生活を益々困窮に追いやったが、他方でロシア革命やアメリカ大統領のT・W・ウィルソンによる民族自決宣言などは、朝鮮人民の独立回復への志向を急速に高めていった。1919年2月8日に行われた東京の朝鮮人留学生たちによる宣言を口火に、3月1日、ソウルのパゴタ公園で独立宣言が発表され（後掲、「資料」参照）、3月3日の李朝最後の国王・高宗の国葬

⁷ 以下の三・一独立運動の概要についての記述は、「3・1運動」日本近現代史辞典編集委員会『日本近現代史事典』（東洋経済新報社、1978年）255頁〔井口和起・執筆〕、「三・一運動」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第六巻』（第1版、吉川弘文館、1985年）493-94頁〔姜徳相・執筆〕による。

⁸ 韓国では、当然のことながら、三・一独立運動に関する研究は深められている。その集大成として、三・一独立運動50周年を記念して東亜日報社から『三・一運動50周年記念論文集』（1969年3月）が出版されている。この論文集では、総勢76名の研究者が、歴史学、思想史、国際的な観点など、多角的観点からの諸論文が掲載されている。わが国では、残念ながら、三・一独立運動の研究は、これまでほとんどなされてこなかったように思われる。わが国で入手できる三・一独立運動に関する資料・文献としては、さしあたり三・一独立運動直後の1920年に朴殷植氏により書かれた歴史的名著の邦訳である姜徳相訳『朝鮮独立運動の血史1・2』（平凡社・東洋文庫に収録、1972年）『現代史資料（25）朝鮮（一）三・一運動（一）』、『同（26）朝鮮（二）三・一運動（二）』、（みすず書房、1966年、1967年）、姜徳相「日本の朝鮮支配と三・一独立運動」『岩波講座 世界歴史25』（岩波書店、1970年）所収、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配・上巻』（青木書店、1973年）、朴慶植『朝鮮三・一独立運動』（平凡社、1976年）、姜在彦「思想史からみた三・一運動」・小野信爾「三一運動と五四運動」飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』（未来社、1982年）所収、市川正明編『三・一独立運動』第1巻～4巻（原書房、1983年・84年）、また法学視点からの唯一と思われる論文である笹川紀勝「朝鮮における植民地支配と裁判所の役割－三・一独立運動にかかわって」杉原泰雄先生古稀記念『二一世紀の立憲主義－現代憲法の歴史と課題』（勁草書房、2000年）など参照。

に集まった全国各地の民衆が「独立万歳」を叫びデモを行った。この運動が全国に及び、5月末までに朝鮮半島218郡中211郡で蜂起が起こり、200万人以上が参加した。日本は軍隊を派遣し、これを鎮圧したが、約1年間に死者7645名、負傷者4万5562名、検束者4万9811名という、たいへん多くの犠牲者を出すに至ったのである。

この三・一独立運動の基本精神は、あくまでも武力によらない「非暴力主義」にあると言われている⁹。その後、三・一独立運動は、朝鮮民族の反植民地・独立運動のシンボルとなり、その精神は、現在に至るまで韓国の精神的支柱であるとともに、憲法的価値にまで高められている¹⁰。

3.2 シンポジウムでの議論と研究課題の集約

今回のシンポジウムでは、韓国側から、共同研究者以外から、前陸軍士官学校教授部長の金台洙^{ナム}氏、三・一独立記念館建立推進委員長の朴麟成^{バクインソン}氏、国家報勲處書記官の宗勸勉^{ソンクワンミン}氏の参加をえた。そして各共同研究者から、自らの専門研究領域からの研究課題が報告され、議論された。それらは、概略つぎのようにまとめることができる。

第1は、三・一独立運動に関する研究史の整理と各研究分野の統合という大きな研究課題である。

第2は、三・一独立運動の社会哲学的背景の研究である。それは、以下の3つの研究課題に分類することができる。

① 思想的・宗教学的視点からの「非暴力思想」の研究。

「非暴力思想」がどのように三・一運動およびその後の抗日運動に影響を与えたかということの研究である。

② 社会主義思想や国際的民主化の潮流が三・一独立運動に与えた影響に関する研究。

ロシア革命やウィルソン・アメリカ大統領の民族自決宣言など、社会主義運動の高揚や国際的民主化の潮流が、三・一独立運動に与えた影響および判決に与えた影響についての研

⁹ この点について、笹川・前掲註2「国際協調主義の展開—日韓の新たな信頼関係の構築をめざして—」、150—151頁参照。

¹⁰ 韓国憲法は、第2次大戦後何度も改正されているが、三・一独立運動という言葉は、憲法から削られることはなかった。現在の大韓民国憲法前文には、「三・一運動に基づいて建立された大韓民国臨時政府の法統」を継承し、正義・人道・同胞愛をもって、民族団結の強化、社会的弊習の打破、自律と調和をもとにする自由民主的基本秩序の確固、政治・経済・社会・文化のすべての領域における機会均等と能力の発揮、自由と責任に伴う責任と義務の完遂をはかり、国内的には、国民生活の均等な発展、国際的には恒久世界平和と人類共栄をめざすと規定されている。このような規定から、三・一独立運動の精神は、韓国国民にとって、民族の独立のよりどころである民族的価値と、憲法原理としての普遍的価値を合わせもつ原理であると理解されているように思われる。

究である。

③ 運動を支えた主体の研究。

三・一独立運動の中心として活動した、文学者、宗教者、ジャーナリスト、日本に留学した学生らの運動に与えた影響の研究、そしてそうした運動の主体たちの活動が、その後の独立抵抗運動にどのような影響を与えたかの研究である。

第3は、三・一独立運動の文化的背景の研究である。これについては、つぎの2つの研究課題が示された。

① 日本の植民地支配の方法（方式）に関する研究。

ヨーロッパの植民地支配と比較して、日本の植民地支配の方法の普遍性と特異性を明らかにしようとする研究である。この研究には、当時の日本の植民地主義を支えた諸思想の解明も含まれる。

② 三・一独立運動の地域性の研究。

これは朝鮮半島の地域により、三・一独立運動のあり方が違っていたのではないかという視点からの研究である。

第4は、法学的視点からの植民地法制の研究である。これについては、つぎの3つの研究課題が示された。

① 明治憲法の適用と植民地法制との関係、特に当時の法律学における植民地法である「外地法」の研究。

② 当時の警察や裁判制度の研究。

当時の判例を研究する前提として、総督府統治の下での朝鮮総督の権限と責任、警察や憲兵、また裁判制度の仕組み、あるいは裁判の独立があったのかどうか、さらに弁護士制度についての研究である。

③ 天皇制との関係で不敬罪の研究。

天皇に対する誹謗中傷を取り締まる刑法上の不敬罪の適用にあたり、その適用のあり方と処罰の程度が日本本土と朝鮮半島で違いがあったのかどうかについての研究である。

第5には、戦後補償裁判と三・一独立運動との関係の研究である。強制連行や強制労働の問題、従軍慰安婦の問題、在韓被爆者問題など戦後補償の裁判が日本でおこなわれているが、これらの戦後補償裁判と判決を参考にしながら、三・一独立運動の犠牲者の問題を研究していこうとする視点が、日本の共同研究者から示された。より具体的には、三・一独立運動の犠牲者に対する再審請求の是非という法律学上の問題である。

以上のように、今回のシンポジウムでは、各共同研究者より、朝鮮半島の植民地支配をめぐる問題と三・一独立運動をめぐる問題について、5つの大きな研究テーマが提示された。

そして、とくに今回のシンポジウムでは、韓国側から三・一独立運動に関する記念館の開設計画について報告がなされ、将来的に、三・一独立運動の研究体制が整備されるであろう旨の報告がなされた。

こうした議論の中で、これまで日本で論じられてきた問題の他に、韓国側の研究者から、これまで日本の研究者が意識してこなかった新たな問題点や研究課題が出された。私は、日本の植民地支配の問題点や三・一独立運動に代表される独立運動を考えるにあたって、おおいに視野を拡げることができたことが、このシンポジウムでの最大の成果であったように思う。

4. おわりに—今後の研究課題と展望

ここで紹介した第2回日韓共同シンポジウムの2ヶ月後、第3回シンポジウムが2001年9月23日と24日に、韓国のソウル特別市で開催された。

9月23日には、ソウル市郊外の東アジア未来研究所研修センター（金勝一所長）で、研究の打合せやこれからの研究の方向性について、フリーディスカッションによる会合がもたれ、各共同研究者により自由な議論が行われた。

9月24日には、ソウル市のプレスセンター国際会議場で、「三・一独立運動の判例に関する分析と検討」のテーマの下、シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、国家報勲処、韓国新聞協会、そして出版社・高句麗の後援をえて一般公開され、一般市民の方や研究者、マスコミ関係者らが多数参加した。

シンポジウムでは、本年度の研究活動の締めくくりとして、共同研究者による研究報告が行われた。報告者および報告内容は以下の通りである。

基調報告・笹川紀勝（国際基督教大学教授）

「三一独立運動をめぐる裁判例と植民地支配の問題点」

ヤンスンチャン

楊淳昌（慶北大学教授）「三一独立運動と抵抗権一判決を中心に」

石村修（専修大学教授）「日本の植民地支配と警察制度」

イジョンワン

李延銀（独立記念館研究員）「裁判記録を通してみた忠南地域の三一運動」

内藤光博（専修大学助教授）「日本の戦後補償裁判をめぐる現状と課題」

報告後、討論の部では、これらの報告をめぐり、質疑応答と議論がなされた。

とくに第3回の学術会議には、台湾から国立政治大学歴史学系教授の林能士氏と輔仁大学歴史系教授の劭台新氏の参加を、中国から中国社会科学院法学研究所研究員の蘇亦工氏の参加をえることができた。3氏は、シンポジウムで発言され、本共同研究に参加したい旨の意見を表明された。このことは、本共同研究が日韓共同研究者に止まらず、台湾・中国など東北アジア

の研究者に広がる可能性を示した点で、特筆に値する。

この共同研究は、今後さらに継続し発展させる必要性がある。とくにつぎの点は重要である。

第1に、三・一独立運動に関する裁判例の収集・分類と一覧表の完成である。すでに笹川教授の手元には、160cmをこえる膨大な裁判例のコピーが、韓国の出版社・高句麗の李輔温氏の助力を得て、送られてきている。これらを分類整理し、さらに、三・一独立運動のすべての裁判例のコピーとその整理・分類作業、そして一覧表の完成が行われなければならない。

第2に、三・一独立運動に関する裁判例の収集と一覧表の完成の後には、他の植民地法制に関わる裁判例（不敬罪および治安維持法）の収集・整理・分類作業にとりかかる必要がある。

第3に、各共同研究者の植民地支配に関する研究の深化と研究成果の公表である。今後、台湾や中国の研究者を交えて、本共同研究の領域を、他のアジア諸国にまで拡大し、総合的な植民地支配の研究を図っていきたい。前述のように、すでに台湾と中国の研究者からも、この共同研究に参加したいとの意志を示していただくことができた。

われわれが行おうとしている植民地支配に関する共同研究は、過去の植民地支配の事実を直視し、過去を謙虚に省みることにより、将来に向かって日韓のみならず、日本が侵略したすべてのアジア諸国の人々との和解の実現とそれによる信頼関係をもたらすことに、その目的を持つ。そのためにわれわれは、国際的な共同研究を通じて、上記のような判例の収集と分類、そして事実の発掘を行う必要がある。

この共同研究はまさに端緒についたばかりであるが、日韓の共同研究者を機軸として、前述のように、台湾・中国の研究者の協力をえることになった。このことは、東北アジア諸国の研究者との共同研究実現の可能性が高まったことを意味しよう。今後、将来に向け、これまでになかった東北アジア諸国の研究者との共同研究による、総合的な植民地支配の研究への拡がり期待される。